

否の比較を試みるに、多少の例外はあるが大體として各年齢とも寄宿者の栄養状態が良好であり、通勤の方が不良である。之は寄宿舎生活者に於て一般に健康管理の行き互れること、女子通勤者が家事作業を負擔せざるべからざること等多くの要因の累積せるものと認められるが、又一面家庭に於ける栄養知識の缺如、特に女子が家庭に於て粗食に甘んずる風習あること等も與つて力あるものと考へなくてはならぬ。男子に於ても通勤者の栄養状態不良なること、男子に比し女子の栄養状態の不良なること等の事實も亦栄養給與の問題の重要性を明示せるものと考へられる。

2. 鐵道局教習所生徒攝取栄養價 (第27表, 第28表)

本調査は池袋東京鐵道局教習所食堂に於て平均年齢 27—28 歳の男子毎日平均 350 人に給食せる場合の攝取栄養價を算出せるものであつて、調査期間は春季(四月五月)夏季(七月八月)秋季(十月十一月)冬季(一月二月)の四季八ヶ月各一週間で、主食は米麥飯、食費は一日 33 錢である。食品の總使用量より調理殘物量及び食後殘物量を減じ攝食人員一人當り平均攝取栄養價を算出してゐる。蛋白質、温量ともに秋季最も多く夏季に最も少い。蛋白質中動物性蛋白質は 26—29 % を占め、總熱量中蛋白質の割合は 14 % である。

第 27 表 鐵道局教習所生徒攝取栄養價

攝取せし蛋白質並温量の 1 日平均量						
月別	種別	蛋白質	平均	温量	平均	平均
春季	4 月	91.0 瓦	96.6	2,692	2,782	25 %
	5 月	102.3 〃		2,872		
夏季	7 月	95.1 〃	92.1	2,901	2,777	20 %
	8 月	89.1 〃		2,654		
秋季	10 月	101.4 〃	100.3	3,059	2,929	25 %
	11 月	99.3 〃		2,799		
冬季	1 月	91.8 〃	96.6	2,914	2,889	23 %
	2 月	101.5 〃		2,866		

第 28 表 同上三要素の配分

月別	種別	蛋白質	平均	脂肪	平均	炭水化物	平均
春季	4 月	13 %	14 %	5 %	5 %	82 %	80.5 %
	5 月	16 〃		5 〃		79 〃	
夏季	7 月	14 〃	14 〃	4 〃	5 % 強	82 〃	80.5 〃
	8 月	14 〃		7 〃		79 〃	
秋季	10 月	13 〃	14 〃	4 〃	4 % 強	83 〃	81.5 〃
	11 月	15 〃		5 〃		80 〃	
冬季	1 月	14 〃	14 〃	4 〃	4 %	82 〃	81.5 〃
	2 月	15 〃		4 〃		81 〃	

(鐵道省資料)

3. 紡織工場従業員の攝取栄養價 (第29表, 第30表, 第31表)

大阪府下の紡織工場 52 に就き昭和 6 年 5 月その工場食の豫備的調査を行ひ、その成績に基づいて指導を行ひたる後、7 月より 10 月に至る 4 ヶ月に亘つて同じ工場食の食物栄養價を調査せる成績である。一日平均喫食人員は、97,714.2 人、主食は 10 月に於て 52 工場中白米 8、白米及麥 22、七分搗米 8、七分搗米及麥 12、胚芽米 2 の割合であつた。月別の一人一日當り平均攝取栄養價をみるに、熱量蛋白質ともに 7 月より 10 月に向つて漸増してゐる。蛋白質中動物性蛋白質は 26.44—28.08 % を占め、總熱量中蛋白質の熱量は 13.25—13.75 % である。各工場の平均一人一日當りの熱量の度数分布を見るに、工場によつて相當相異のあることを示してゐる。前述の如く本調査は工場食に關する指導を行ひたる後に行はれたる調査であつて、本邦女子産業労働者(その主要なるものは紡織労働者)の栄養給與の現状を示すものとしては良好に過ぎることは思はれる。例へば本調査の成績を豫備調査の成績と比較しても、豫備調査に於て總熱量 2000 カロリー以下の工場が數工場あつたのが本調査にはその例なく、又豫備調査に比し平均蛋白質は 16.90 %、動物性蛋白質は 63.10 %、脂肪は 24.55 % の増加となつてゐる如き、明かに或る程度栄養改善に關する努力の跡の窺はれるものである。併し乍ら多數の工場に於て現實に行はれたる栄養給與の成績である點に於て参照すべき資料たるを失はない。

第 29 表 紡織工場従業員の攝取栄養價 (大阪府)

月別平均攝取栄養量

	蛋白質	動物性蛋白質	脂肪	含水炭素	熱量
7 月	76.55 瓦	20.24 瓦	16.08 瓦	463.52 瓦	2368.9 カロリー
8 月	78.64 〃	21.79 〃	17.67 〃	461.93 〃	2382.0 〃
9 月	80.04 〃	22.77 〃	18.15 〃	465.42 〃	2404.7 〃
10 月	81.95 〃	22.97 〃	19.31 〃	470.82 〃	2443.5 〃
平均	79.32 〃	21.96 〃	17.96 〃	465.34 〃	2400.2 〃

第 30 表 同上蛋白質及び熱量の主食と副食に於ける分布状態

	蛋白質		熱量	
	重量	%	カロリー	%
主食	35.64	44.70	1867.2	77.79
副食	43.86	55.30	533.2	22.21
計	79.32	100.00	2400.2	100.00

第 31 表 同上の熱量度数分布

	工場数	全工場に対する%
2000 カロリー以下	0	0
2200	5	9.44
2500	33	64.17
3000	13	24.50
3000 カロリー以上	1	1.89
計	52	100.00

助川 浩：， 茶珍俊夫：大阪府工場課、工場衛生調査報告第 3 編、工場食栄養調査 1. 2

(b) 軍隊に於ける集團栄養

1. 陸軍の兵業力價 (第 32 表)

第 32 表は陸軍々醫學校に於ける研究に基くものであつて皇軍陸軍兵(平均體表面積 1.625 平方米)一時間當り各兵業の需要熱量を示せるものである。

第 32 表 陸軍の兵業力價 (一時間)

種類	カロリー	種類	カロリー
睡眠	38	歩哨	180
假眠	60	ミシ	185
座談大休	65	使役	193
監視的	81	喇叭演習	195
小休	83	不寢番	196
學科	86	餓當	197
洗面	99	手入整頓	203
食事	114	武裝着脱	211
飯盒炊事	117	飯揚	215
洗濯	144	行軍	220
配膳	151	殘裝檢査	224
氣付	162	傳令行軍	274
點呼	168	演習出揚	293
體操	177	密集運動	325
歩行	178	夜間演習	358
回旋	179	射撃	515

(鹿野陸軍糧秣本廠長：軍隊に於ける兵業栄養)

2. 歩兵平均一人一日食需量 (第 33 表)

陸軍に於て測定せられた成績によれば、基礎新陳代謝量は體表面積一平方米一時間當り 34.2 カロリーであり、兵の平均體重面積 1.625 平方米に對しては毎時 55.6 カロリーである。前掲せる兵業の力價と、兵業時間に關する詳細なる調査成績とより兵業に對する需要熱量が算出せられ、之に基礎新陳代謝量を加ふれば、兵の日々消費するエネルギー量が明かになる。かくして

得たる値に食物の不吸収率及び合衆給養上の安全率を加味して平均歩兵の一人一日當り食需量が教育別に算出せられたのである。之が兵員需要量の科學的基礎となつてゐるが、4.5 年毎に一回物質代謝試験を行つて栄養給與が充足されてゐることが確認せられてゐる。

以上の値を基礎として、陸軍兵食は陸軍給養令となつて定額を法的に定められてゐるのである。

第 33 表 歩兵の平均一人一日食需量

期別	消費エネルギー量「カロリー」	不吸収量を加へたる量「カロリー」	食需量「カロリー」
第一期 (自一月十五日至四月二十三日)	2911	3110	3100
第二期 (自四月二十四日至八月七日)	3171	3388	3400
第三期 (自八月八日至十月一日)	3067	3277	3300
第四期 秋期演習迄	2882	3070	3100
同 聯隊演習間	3997	4270	4300
同 旅團演習間	4600	4915	5000
同 師團演習間	4943	5281	5300

(鹿野陸軍糧秣本廠長：軍隊に於ける兵業栄養)

3. 昭和十年四月・七月内地 15 箇師團平均各兵一人一日給養量 (第 34 表、第 35 表)

前述せる 2 資料は陸軍兵食需要量に關するものであるが、第 34 表は實際給養量を示すものである。

因みに第 34 表より三養素重量を抜記すれば次表 (第 35 表) の如くである。

第 35 表

	蛋白質	脂肪	炭水化物	備考
主食	70.008 (67.908)	10.195 (9.889)	596.455 (578.561)	給與定額による計算
副食	80.261 (68.222)	21.933 (18.643)	115.656 (98.808)	獻立面の計算による合計
主副食計	150.269 (136.130)	32.128 (28.532)	712.111 (676.869)	括弧内は廢棄量を除きたる量

總熱量中蛋白質の熱量は凡そ 17.1% に相當してゐる。

以上の成績は大體に於て食需量とよく一致した値である。

第 34 表 昭和十年 四月 内地十五箇師團平均各兵一人一日給養量

品 目	内地十五箇師團平均給養量	給養量=對スル營養素量				給養量ノカロリー	備 考
		蛋白質	脂肪	炭水化物	カロリー		
肉 類	牛 肉	22.823	4.957	0.600	—	25.904	牛肉ハ二等中等肉トス。
	豚 肉	21.127	2.958	5.937	—	67.342	豚肉ハ本邦産ノ豚肉平均ナリ。
	鶏 肉	5.645	1.101	0.440	—	8.606	
	鶏 卵	12.863	2.711	1.558	0.071	25.907	全卵ノモノナリ。
	生 魚	99.037	20.590	2.209	—	114.263	鯛、鯖、鰯、鰯、鰯、鰯、鰯、鰯、鰯、鰯ニシテ展々用ヒラレル魚類ノ平均ナリ。
	計	161.495	32.320	11.744	0.071	242.022	
肉 類 加 工	罐詰肉	9.606	2.161	0.471	0.819	16.609	糧秣廠製ノモノナリ。
	乾 魚	12.450	6.035	0.809	—	35.958	骨付及無骨乾魚ノ平均ナリ。
	鹽 魚	11.428	2.366	0.363	—	13.077	骨付及無骨鹽魚ノ平均ナリ。
	計	33.574	11.462	1.643	0.819	65.734	
野 菜 類	生野菜	441.920	6.319	0.619	34.514	173.172	普通使用サレアル十八種ノ平均ナリ。
	豆 腐	68.278	4.472	2.014	0.717	40.005	
	蒟 蒻	22.034	0.002	—	0.683	2.882	
	乾野菜	14.974	2.258	0.293	7.888	44.324	薇干菜、切干大根、甘藷切干、乾椎茸、人參(氣乾)、干瓢、蒨草ノ平均ナリ。
	麵 類	9.833	1.170	0.054	6.280	31.047	うどんヲ主リシタモノナリ。
	豆 類	12.213	3.620	1.100	4.819	44.830	大豆類、小豆類ノ平均ヲトル。
	粉 類	5.353	0.582	0.059	3.801	18.519	うどん用小麦粉ヲ主トス(日本製ノモノ)。
	計	574.605	18.423	4.139	58.702	354.779	
漬 物	157.574	3.167	0.189	13.898	71.725		
調 味 品	味噌	68.234	8.570	2.450	12.289	108.207	味噌ノ平均ナリ。
	油	1.907	0.391	0.033	0.202	2.738	糧秣廠製ノモノナリ。
	砂糖	23.287	—	—	22.169	90.893	黄双目トス。
	食鹽	4.002	—	—	—	—	
	醬油	0.049	0.004	—	0.008	0.029	
	計	97.520	8.965	2.483	34.063	201.867	
茶	1.429	0.003	0.001	0.019	0.099		
其 他	42.597	5.921	1.734	7.484	71.086	營養素計算ハ上記全食品ノ平均ヲ以テセリ。	
副食合計	1,068.794	80.261	21.933	115.656	1,007.212	厭立表面ノ計算ニヨル合計トス。以上ノ副食物給與量ハ陸軍省衣糧課調査ニヨル。	
副食物廢棄平均15%ヲ除ク眞攝取量	—	—	—	—	856.130	副食物ノ調理及喫食ノ際ノ廢棄不食部分ノボレ及消化不吸収等トス。	
主 食 合 計	米	600.000	51.780	7.740	461.940	2,178.234	
	麥	186.000	18.228	2.455	134.515	649.079	
	計	786.000	70.008	10.195	596.455	2,827.313	給與定量ニ依ル計算トス。
主食廢棄量3%ヲ除ク	—	—	—	—	2,742.500	消化不吸収、食器附着、コボレ等トス。	
主、副食物眞攝取量	—	—	—	—	3,598.630	兵ノ活動ニエネルギー及體發育ニ充テラル、熱量一日量。	

4. 海兵一時間消費熱量 (第36表)

第 36 表 海兵一時間消費熱量

作 業	カ ロ リ ー	作 業	カ ロ リ ー
短艇	254.5	通船	161.5
銀治	235.5	中隊	159.4
焚火	212.5	手旗	158.4
體操	199.2	軍歌	150.
發射教練	194.	銃劍術	148.1
事業益掃除	192.5	人員調查	108.
艦砲擊部	180.	講義	100.
射擊部	163.	釣床横隊	54.

海軍省軍需局：帝國海軍糧食

5. 海軍糧食の基準 (第37表)

軍艦山城及海兵團に於てなされたる調査の結果に従へば、海軍兵員一日消費熱量は、2181—5385 カロリーであるが、最も屢々遭遇する日常勤務に於ては概ね 2500—2600 カロリーの消費である。この成績に基き且吸収率を95%とし、尙調理減及食殘量等を考慮し海軍糧食の規定額が出来上つてゐるのである。本表はその規定額食糧中の養價を示してゐる。

第 37 表 海 軍 糧 食 の 基 準

類 別	蛋 白 (元)	カ ロ リ ー
基 本 食	137	3360
新 兵 食	146	3725
生 徒 食	156	3822
勞 働 食	147	3831
刑 務 所 食	131	3165
航 空 搭 乗 者 平 時 食	150	3692
航 空 搭 乗 者 2 時 間 以 上 航 空 時 食	186	4544
潜 水 艦 航 海 食	144	3629
潜 水 艦 航 海 勞 働 食	156	4107

海軍省軍需局：帝國海軍糧食

### III. 營養の不良又は不給と健康との關係

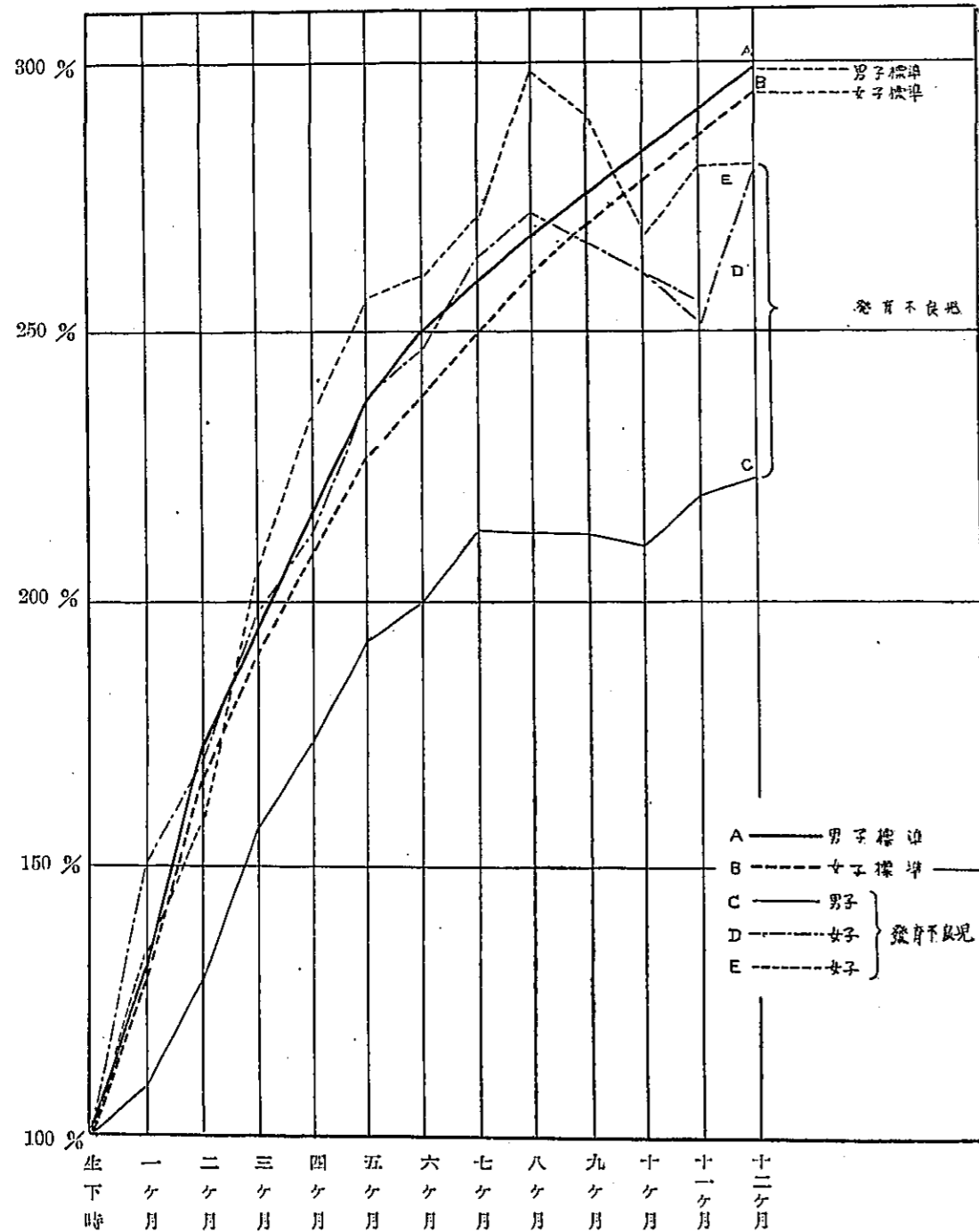
#### A. 營養と發育

##### 1. 營養と乳兒の發育 (第1圖)

第1圖は岡山縣赤磐郡高月村幸佐に於て乳兒の發育過程と生育環境、哺育方法との關係を12名の乳兒につき調査したる成績中特に發育の不良なるもの3例につきその發育過程を示せるも

第1圖 栄養と乳児の發育

(横川: 労働科学研究 14 の 9)



のを正常發育標準(圖のA及B線)と比較圖示したものである。

第1例(圖のE) 體重の増加は生後滿5ヶ月迄は順調であるが第3月より稍々抑制的となり第9ヶ月より第11ヶ月に於ては遂に減少を示してゐる。この例に於ては母親は産後第6日より田に出て草刈、田植等の勞働に従事し、尙家に入りては2人の子女の世話より、家事萬端悉く1人で處理しなければならなかつた。かゝる過度の勞働の爲か、第2ヶ月後半より次第に母乳の不足を來たしたが、そのまゝ母乳のみで哺育を続け、第8ヶ月頃より多少米飯を採つてゐるが、大體に於ては第11ヶ月迄は殆んど母乳のみによつて哺育せられたために、栄養不足に陥つた結果、かゝる發育障害を起したものである。

第2例(圖のD) 本例に於ては第1月より第8月迄は著名なる増加を示して居る。然るに第8月以後急激に體重の減少を來たした。原因は第10月の終りに至るまで全く母乳のみを以て哺育した爲でめると考へられる。第11月に至りて乳兒自ら飯粒を口にし、尙菜子類を與へられるに至つて、僅かながら體重は増加の傾向を示してゐる。

第3例(圖のC) 本例に於ては生下時の體重は標準値に對し約300%に優つてゐるにもかゝらず、第7月より體重の増加は停止し、第11月に稍増加を示してゐるが、滿12月に於ては標準値より1.7%劣つてゐる。この發育不良の原因は、脚氣なる母の乳汁によりて哺育せられたることゝ、農繁に直面して母乳を與へられず、第1月の終より不完全な混合栄養が行はれざるを得なかつたことに存すると思はれる。

2. 貧富小學校兒童の發育比較 (第38表)

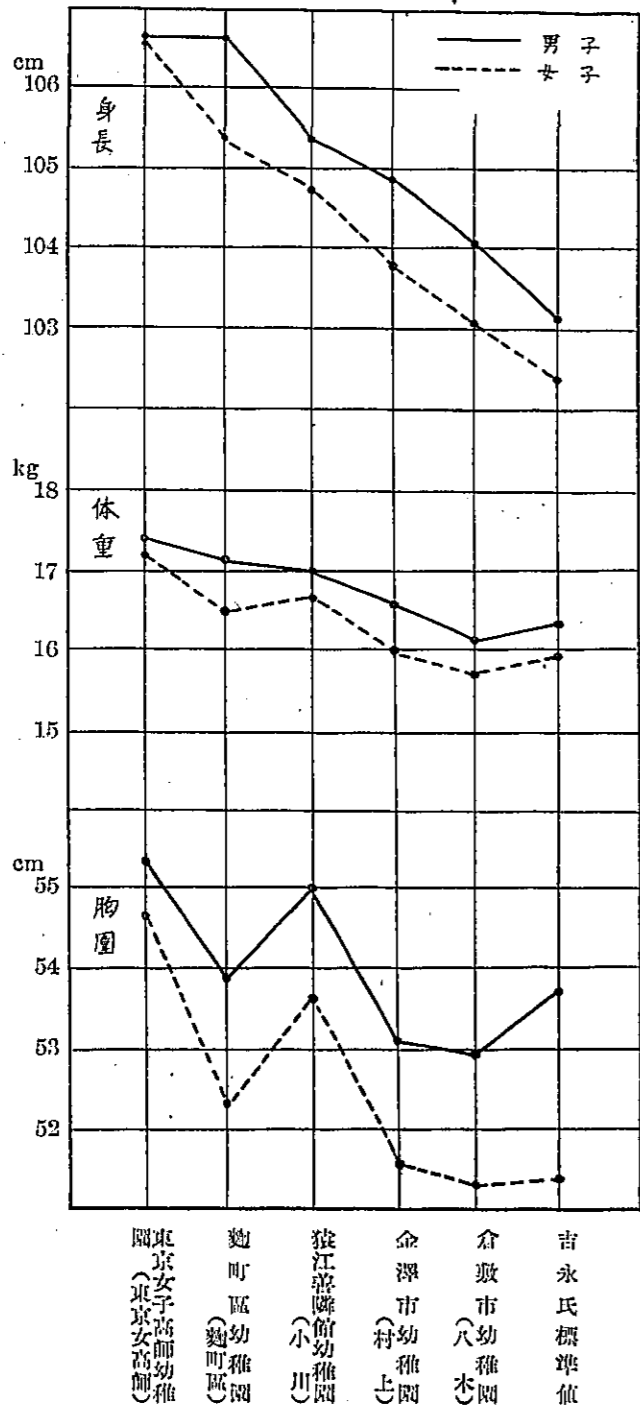
本問題検討の材料として選定したる學校は富兒として學習院、學習院女子部、九段精華小學

第38表 貧富小學校兒童ノ發育比較表 (古瀬)

性別	項目	富貧差	年齢									
			7	8	9	10	11	12	13	14		
男	(身長)	富	110.1	115.2	120.3	124.6	129.3	133.5	137.6	143.2		
		貧	105.8	111.0	114.7	119.6	124.3	126.2	130.9	136.1		
		増 4.3	増 4.2	増 5.6	増 5.0	増 5.0	増 7.3	増 6.7	増 7.1			
	(體重)	富	17.9	19.5	21.6	24.2	26.0	28.1	31.0	34.9		
		貧	17.4	18.5	20.6	22.5	24.0	25.6	28.3	31.5		
		増 0.5	増 1.0	増 1.0	増 1.7	増 2.0	増 2.5	増 2.7	増 3.4			
子	(胸圍)	富	53.2	54.9	56.9	58.5	60.7	62.3	64.2	67.1		
		貧	53.6	55.1	56.6	58.1	60.0	61.4	63.3	65.8		
		減 0.4	増 0.2	増 0.3	増 0.4	増 0.7	増 0.9	増 0.9	増 1.3			
	(身長)	富	108.9	113.1	117.4	122.6	127.8	133.5	137.1	142.5		
		貧	105.4	109.7	113.9	117.5	123.2	127.1	131.2	137.2		
		増 3.5	増 3.4	増 3.5	増 5.1	増 4.6	増 6.4	増 5.9	増 5.3			
女	(體重)	富	17.7	19.3	20.4	22.7	24.9	26.3	31.7	35.3		
		貧	16.7	18.3	19.9	21.9	24.1	26.0	28.6	33.4		
		増 1.0	増 1.0	増 0.5	増 0.8	増 0.8	増 3.3	増 3.1	増 1.9			
	(胸圍)	富	50.2	51.1	52.3	55.8	56.3	58.7	60.9	64.2		
		貧	52.0	53.5	54.8	55.9	58.9	60.3	62.7	66.0		
		減 1.8	減 2.4	減 2.5	減 0.1	減 2.6	減 1.6	減 1.8	減 1.8			

第2圖 都鄙及貧富幼稚園児の比較

(5歳年齢=於ケル比較) (日本労働科學研究所編)



第2圖に示す如くである。即ち東京女高師及び麹町幼稚園児等の富裕なる家庭の児童に比して、猿江藩邸幼稚園児は身長、體重に於て劣り、胸圍に於ては東京女高師のものに劣るも麹

校、九段曉星小學校、牛込高千穂小學校、東京高等師範附屬小學校第一部、第二部、貧兒としては、下谷萬年町、四谷鮫ヶ橋、芝新網、靈岸島、淺草玉姬等の特殊小學校である。

被檢児童數は次の如くである。

富兒	男 7,657 人
	女 4,886 "
貧兒	男 6,918 "
	女 6,555 "

之によると貧兒は男女共、身長、體重、胸圍のいづれに於ても標準に劣つてゐた。今之を表(第38表)について各年齢別に比較してみると、身長、體重は各歳男女とも富兒勝り、胸圍は男子の7及8歳に於て貧兒が勝つてゐるが、しかし9歳以後及女子に於ては各年共富兒が勝つてゐる。而して貧富による發育の差の顯著なるは男女共大體に於て12歳以後である。

3. 都鄙及貧富幼稚園児の發育比較 (第2圖)

昭和12年6月下旬より7月上旬に互り、深川區猿江善隣館幼稚園児童159名に就き身體検査を行つた結果のうち被檢者數の比較的多數なる5歳児童に就きその身長、體重、胸圍を同一年齡範圍に於ける、東京女子高等師範附屬幼稚園、麹町區4幼稚園、金澤市8幼稚園、倉敷市3幼稚園、吉永氏の標準値等と比較すると、

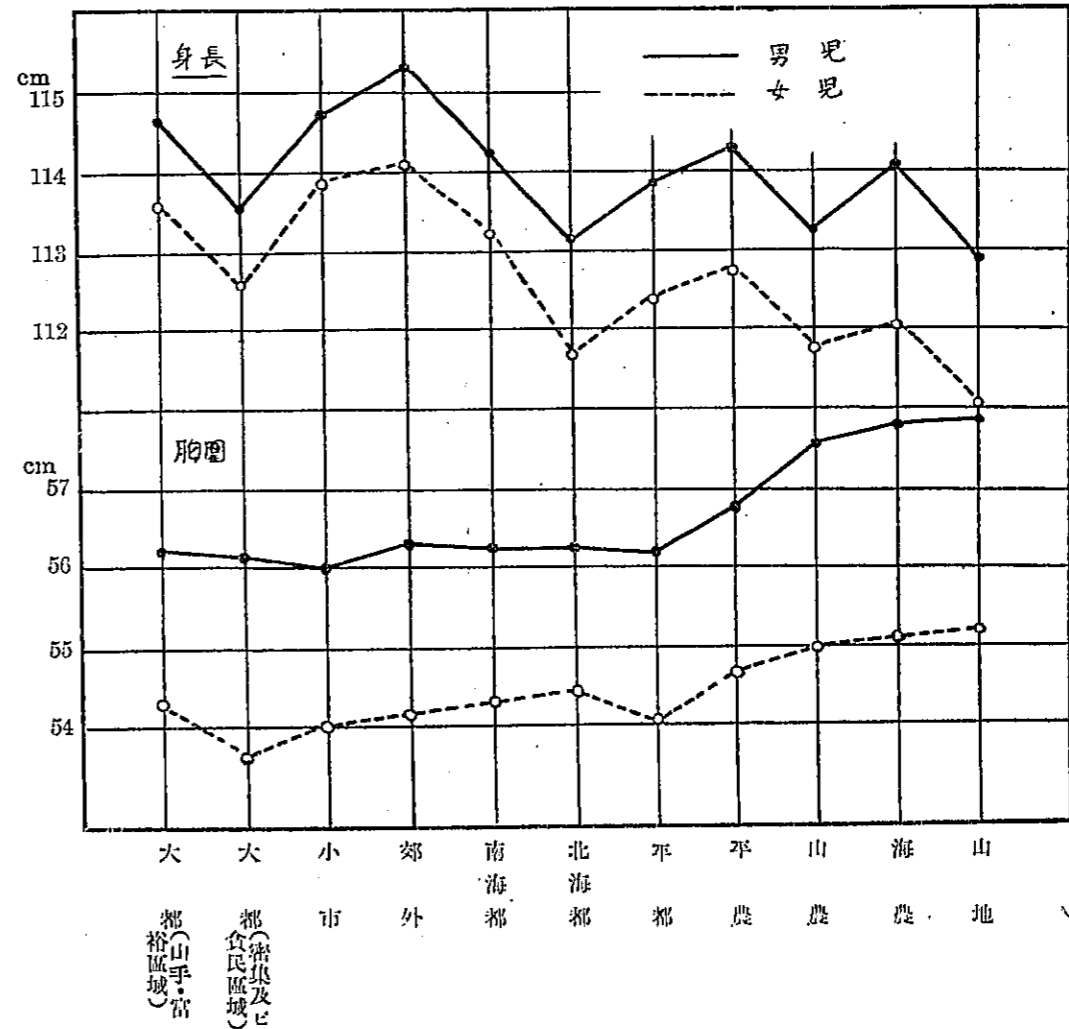
町區園児には優つてゐる。中又は小都市たる金澤市及び倉敷幼稚園児童に比較するに猿江の園児は身長、體重及び胸圍の何れに於ても優つてゐることが認められる。

4. 地勢より見たる學童の成育 (第3圖)

第3圖は兵庫縣に於ける調査成績であつて、都會より農山村へ移行する程、身長は減少するが、胸圍は却つて増加し、身長及び胸圍によつて影響せられる體重には著しい差異のないことが見られる。又、大都京の密集及び貧民地區(B)は山手及び富裕區域(A)に比較して3測度とも著明に劣つてゐるのが見られる。

第3圖 地勢ヨリ見たる學童ノ成育 (満7歳)

(兵庫縣學務部調査)



5. 舊東京市十五區並に三多摩小學校児童の發育比較 (第39表)

第39表は舊東京市十五區小學校児童と三多摩地方小學校児童とにつき各年齢に於ける身長、

體重、胸圍を比較したものである。體重と胸圍とは著しい差異を認め得ないが、身長に於ては各年齢とも舊東京市児童の方が明かに優つてゐる。體重は胸圍は身長と共に増加するのが普通であるから、東京市児童に於ける體重及び胸圍は身長に比較して著しく劣つてをり、従つて細長な體型であることがわかる。

第 39 表 舊東京市十五區並三多摩小學校兒童發育比較

(昭和十一年度) (文部省)

年 齡	性 別	身長平均(釐)		體重平均(兩)		胸圍平均(釐)	
		舊 市	三多摩	舊 市	三多摩	平 均	三多摩
7 年	男	104.4	108.6	18.2	18.1	51.8	51.4
	女	109.5	107.6	17.7	15.7	53.3	52.8
8 年	男	115.7	112.9	20.2	20.1	56.7	56.5
	女	114.6	112.6	19.6	18.9	54.8	54.7
9 年	男	120.8	118.4	22.5	22.2	58.3	58.3
	女	119.5	117.4	21.7	21.1	56.6	56.3
10 年	男	125.5	123.3	24.4	24.0	60.3	60.3
	女	124.7	121.9	24.0	23.5	58.5	58.3
11 年	男	130.2	127.7	26.9	25.9	62.3	62.3
	女	130.1	126.6	26.8	25.7	60.7	60.2
12 年	男	135.2	131.8	29.6	28.3	64.6	64.2
	女	136.0	132.5	30.2	29.0	62.8	63.0
13 年	男	139.2	137.1	32.6	31.8	66.5	66.4
	女	140.6	138.1	33.8	33.0	66.9	65.3
14 年	男	145.6	142.2	36.9	35.3	69.8	69.6
	女	145.6	142.0	38.4	37.7	70.3	68.9
15 年	男	148.0	145.7	38.8	37.4	71.2	71.5
	女	145.5	146.4	38.7	40.2	71.1	69.4

市 14,000  
郡 4,644  
郡 4,822

B. 營養と疾病並に死亡率

(a) 營養と乳兒死亡

1. 營養方法と乳兒死亡率 (第40表)

岡山縣農村に於ける調査によると、母乳營養兒と混合營養兒との乳兒死亡率の間には大差がないが、人工營養兒(25.13%)に於ては母乳營養兒(10.15%)の2倍半の高い乳兒死亡率を示すのを見る。

第 40 表 營養方法と乳兒死亡率

(岩崎: 勞働科學研究 第12卷2號)

		出生兒	全死亡兒	1歳未満死亡兒	乳兒死亡率
母 乳 養 養		3427	741	348	10.15
混 合 養 養		404	82	48	11.88
人 工 養 養		79	23	20	25.81
授乳に至らずして死亡		135	135	135	100.00
不 明		0	0	4	06.07
計		4051	987	555	13.70

2. 營養方法と月齡別乳兒死亡 (第41表)

月齡別乳兒死亡をその營養方法の差について比較すると、材料の稀薄なるため確然たる結論は下し難いが、母乳營養兒に於ては第1月に於て斷然多く(母乳營養兒の1歳未満死亡總數の52%)、2月、3月と急降し、5-6ヶ月に於て最低に達し、以後又微増する傾向があるが、人工營養兒及び混合營養に於ては第1月の死亡は前者に比して遙かに低く(約20%)、且つ第3月頃より全乳兒期を通じては平等な死亡率を示すのを見る。母乳營養兒に於ては營養そのものよりも先天性弱質の如き原因による死亡の多いことかゝる差異を來せるものと推察せられる。

第 41 表 營養方法と月齡別乳兒死亡 (昭峻: 社會衛生學)

死亡兒の月齡	母 乳	全母乳死亡兒に對する比	混 合	全混合營養死亡兒に對する比	人 工	全人工營養死亡兒に對する比	計
1 月	50	52.1	4	22.2	5	19.2	59
2 月	12	12.5	2	11.1	4	15.4	18
3 月	8	8.3	0	—	2	7.7	10
4 月	3	3.1	0	—	—	—	3
5 月	1	1.0	2	11.1	2	7.7	5
6 月	1	1.0	2	11.1	2	7.7	5
7 月	2	2.1	0	—	4	15.4	6
8 月	3	3.1	2	11.1	2	7.7	7
9 月	5	5.2	2	11.1	—	—	7
10 月	3	3.1	0	—	1	3.8	4
11 月	5	5.2	1	5.6	2	7.7	8
12 月	3	3.1	3	16.7	2	7.7	8
吸乳前死亡	—	—	—	—	—	—	17
申告不明	—	—	—	—	—	—	10
合 計	96		18		26		167

3. 營養不良、消化不良及發育不全による乳兒死亡 (第42表)

この表は便宜上、各統計區から1府縣をどつてきたものであるが、營養不良による乳兒死亡の乳兒死亡總數に對する割合は東京府、大阪府の如き大都會を含む府縣に於て低く、島根、熊

第 42 表 營養不良、消化不良及發育不全による乳兒死亡

(全國) (内閣統計局) (昭和十年)

實 數

府 縣 名	營養不良			消化不良			發育不全		
	總 數	男	女	總 數	男	女	總 數	男	女
宮 城	347	181	166	1,042	555	487	848	463	385
東 京	345	181	164	1,856	1,047	809	2,107	1,153	954
石 川	176	98	78	529	290	239	280	148	132
野 長	186	106	80	527	266	261	855	460	395
愛 知	393	202	191	930	523	407	1,154	636	518
大 阪	410	220	190	1,374	731	643	1,638	933	705
島 根	306	178	128	226	123	103	487	257	230
廣 島	331	177	154	521	281	240	803	426	377
高 知	116	64	52	159	92	67	441	236	205
熊 本	371	193	178	524	283	241	551	290	252

各性乳兒死亡總數千ニ付

宮城	63.76	62.63	65.05	191.47	192.04	190.83	155.83	160.21	150.86
東京	24.70	23.50	26.16	132.86	135.94	129.07	150.82	149.70	152.20
石川	50.09	52.07	47.79	150.54	154.09	146.45	79.68	78.64	80.88
長野	39.00	40.54	37.14	110.51	109.37	111.88	179.28	175.91	183.38
愛知	43.41	40.18	47.45	102.73	104.02	101.12	127.47	126.49	128.70
大坂	34.85	34.31	35.51	116.80	113.99	120.16	139.24	145.49	131.75
大島	108.74	114.10	102.07	80.31	78.85	82.14	173.06	164.74	183.41
廣島	66.31	65.77	66.93	104.37	104.42	104.30	160.86	158.31	163.84
高知	49.01	41.70	57.84	67.17	71.04	62.50	186.31	182.24	191.23
熊本	97.50	93.96	101.66	137.71	137.78	137.64	144.81	145.57	143.92

備考 栄養不良、發育不全ハ大正十三年内閣訓令第一號ニ依ル死亡因小分類一五ハ先天性弱質（一歳未満）消化不良ハ一一九下痢及腸炎（二歳未満）中ロリ一歳未満ニ付集計セルモノトス

本等の諸縣に於て最も多い。

然しながら、消化不良、發育不全による乳兒死亡の割合は前記兩府と他の諸縣との間に劇然たる差異を認め得ない。

4. 主要原因別一ケ年未満死亡 (第43表)

栄養と關係ある死因として下痢及び腸炎について累年の乳死總死亡中、本疾患による死亡の千分比を見るに、大正12年より昭和7年に至る10年間に於て最高(何れの年も200%以上)であ

第43表 主要原因別一年未満死亡(全國) (内閣統計局)

年 度	乳 兒 死 亡 總 數	實 數				乳 兒 死 亡 總 數	比 例			
		先天性弱質(一歳未満)	下痢及腸炎(二歳未満)	肺炎	腦膜炎		先天性弱質(一歳未満)	下痢及腸炎(二歳未満)	肺炎	腦膜炎
明治三十九年	214,148	43,777	9,252	16,974	26,066	1000.00	204.42	43.20	79.26	121.71
四十年	244,300	51,004	11,753	22,104	29,289	1000.00	209.14	48.11	90.48	119.89
四十一年	262,801	54,625	13,297	24,873	30,813	1000.00	207.86	50.60	94.05	117.25
四十二年	283,436	52,338	32,642	13,196	32,789	1000.00	184.66	115.16	46.56	115.63
四十三年	276,136	52,767	33,918	26,816	30,462	1000.00	191.09	122.83	97.11	110.32
四十四年	276,798	53,348	36,008	27,399	30,906	1000.00	192.73	130.09	98.99	111.66
大正元年	268,025	51,843	34,790	16,032	28,818	1000.00	193.43	129.80	59.82	107.52
二年	267,281	53,261	35,559	16,650	27,051	1000.00	199.27	133.04	62.29	101.21
三年	286,678	53,841	42,058	18,302	30,839	1000.00	187.81	148.80	63.84	107.57
四年	288,634	53,782	44,053	19,090	29,198	1000.00	186.33	152.63	66.16	101.16
五年	307,283	56,265	47,338	21,185	29,755	1000.00	183.10	154.05	68.94	96.83
六年	313,872	62,167	49,577	20,941	27,595	1000.00	198.00	157.95	66.72	87.92
七年	337,919	68,204	54,542	27,116	25,692	1000.00	201.84	161.41	80.24	76.03
八年	303,202	60,968	51,777	26,580	22,122	1000.00	202.08	170.77	87.66	72.96
九年	335,613	65,336	56,398	30,074	25,236	1000.00	194.68	168.04	89.61	75.19
十年	335,143	64,346	60,606	27,250	26,251	1000.00	192.00	180.54	81.31	78.33
十一年	327,604	62,878	62,039	26,835	26,440	1000.00	191.03	189.37	82.03	80.73
十二年	333,930	73,747	67,110	27,232	28,035	1000.00	220.85	200.97	81.55	83.95
十三年	312,267	69,551	63,521	27,185	24,080	1000.00	222.73	203.42	87.06	79.03
十四年	297,008	67,019	60,296	26,832	20,745	1000.00	225.65	203.01	90.34	69.85
昭和元年	289,275	67,227	61,048	25,647	20,167	1000.00	232.40	211.04	88.66	69.72
二年	292,084	64,132	62,119	27,458	18,603	1000.00	219.57	212.68	94.01	63.69
三年	293,881	63,901	60,511	28,481	18,088	1000.00	217.44	205.90	96.91	61.55
四年	295,178	65,424	64,421	28,156	17,716	1000.00	221.24	218.24	95.39	60.02
五年	258,703	59,388	60,250	24,207	14,776	1000.00	229.17	225.16	93.57	57.12
六年	270,584	61,448	57,711	28,737	14,386	1000.00	222.17	208.66	103.90	52.01
七年	256,505	59,380	54,348	25,829	12,612	1000.00	231.53	211.88	100.70	49.17
八年	257,251	67,498	50,704	42,925	12,622	1000.00	262.38	197.10	166.86	49.06
九年	255,063	68,004	46,030	45,623	11,157	1000.00	268.97	180.49	178.87	43.74
十年	233,706	64,369	40,012	41,270	9,507	1000.00	275.48	171.21	176.59	40.68

り、その前後の年に向つて遞減する趨勢が認められる。之は先天性弱質、肺炎、胸膜炎等の乳兒主要死因が漸増(前二者)或ひは漸減(胸膜炎)の傾向あるに對比して興味ある現象である。

5. 青森縣及岩手縣に於ける累年米生産高と乳兒死亡率との關係 (第4圖)

明治39年—昭和10年の青森縣及び岩手縣の統計について見るに兩者の間にはしかく緊密なる關聯を認めることが出来ない。即ち、毎年の豊凶はその年或ひは翌年の乳兒死亡率に對して著明な影響を示してゐない。しかし之を5ヶ年宛の移動平均について見ると、ごく輕微な逆相關は認め得られる様である。

即ち何等か他の強力な共通因子によつて作用せられてゐることが推察せられる。

(b) 栄養と脚氣

1. 健康保險被保險者脚氣罹患率 (第44表)

昭和2—10年の各年別統計を見るに、被保險者の脚氣罹患率は昭和3—6年の間に於て稍高くその前後に於て低降の傾向が認められる。

第44表 健康保險被保險者脚氣罹患狀況

(内務省社會局)

年 度 別	男 女 別	被 保 險 者 數	患 者 數 (件 數)	罹 患 率
昭 和 2 年	男	548,025	29,426	5.4
	女	567,196	26,986	4.8
昭 和 3 年	男	1,115,221	56,412	4.9
	女	571,635	55,111	9.7
昭 和 4 年	男	589,318	42,406	7.2
	女	1,160,953	97,517	8.4
昭 和 5 年	男	579,582	42,007	7.3
	女	566,730	37,789	6.7
昭 和 6 年	男	1,146,258	79,796	7.0
	女	541,492	47,636	8.8
昭 和 7 年	男	392,191	37,519	9.6
	女	933,683	85,155	9.1
昭 和 8 年	男	533,902	46,830	8.5
	女	493,651	37,209	7.5
昭 和 9 年	男	1,047,553	84,039	8.0
	女	617,282	38,021	6.2
昭 和 10 年	男	504,859	33,093	6.6
	女	1,122,141	71,114	6.3
昭和元年	男	742,676	46,897	6.3
	女	552,250	36,280	6.6
昭和二年	男	1,204,926	83,177	6.4
	女	879,552	52,836	6.0
昭和三年	男	623,998	38,723	6.2
	女	1,503,550	91,559	6.1
昭和四年	男	1,367,915	75,244	5.5
	女	728,742	48,710	6.7
昭和五年	男	2,006,657	123,954	6.2
	女			

2. 健康保険被保険者脚氣患者數及治療日數 (第45表)

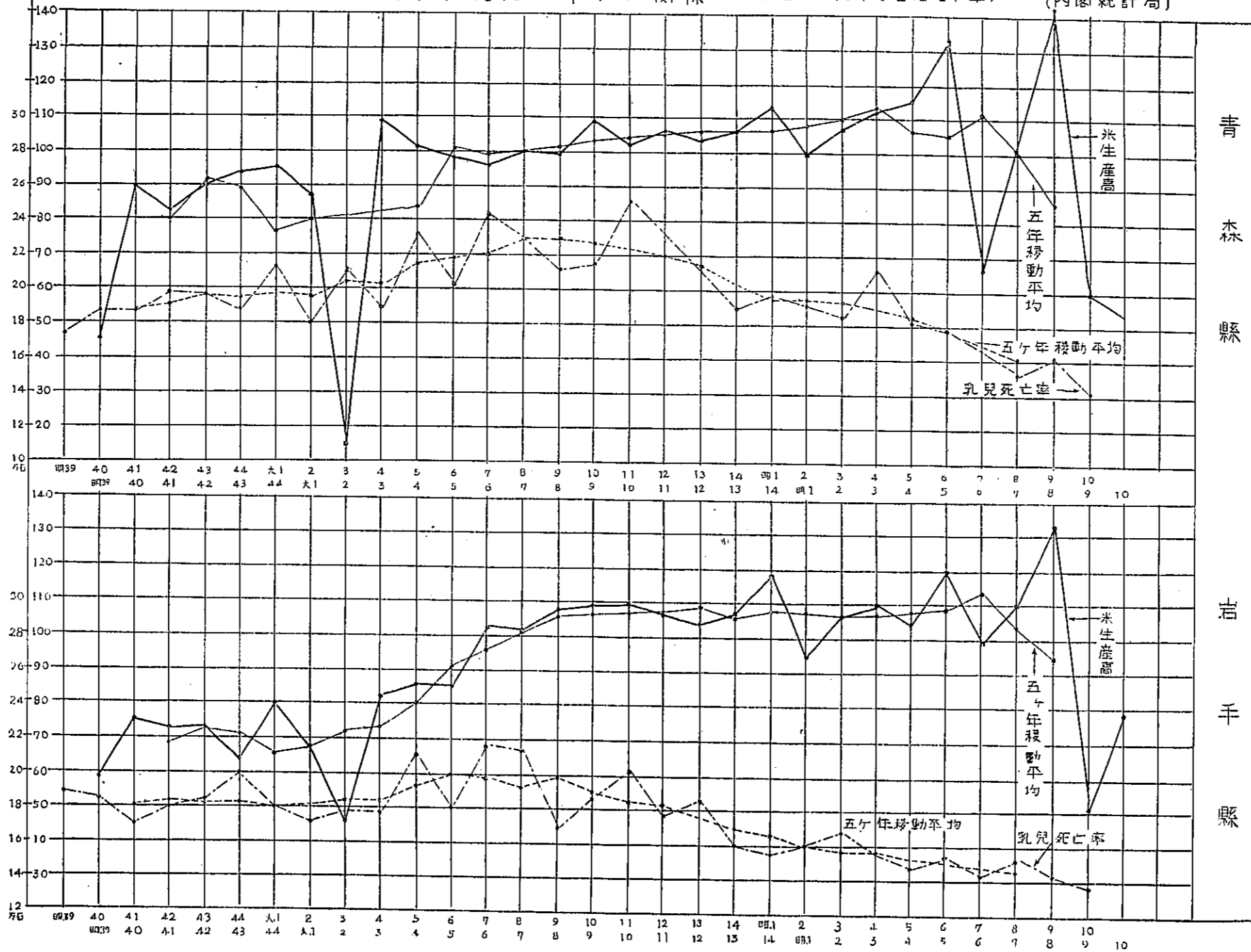
被保險者100人當脚氣罹患者率を道府縣別に視察するに、京都、名古屋、大阪に於て斷然高率

第45表 健康保険被保險者脚氣患者數(被保者百人當)及治療日數(內務省社會局)  
(昭和10年度)

健康保險課			患者數 (件數)	治療日數	傷病 手當金 支給日數	健康保險課			患者數 (件數)	治療日數	傷病 手當金 支給日數	
北海道	本國	廳	3.5	95.3	18.4	近畿	滋賀	3.5	74.8	17.5		
		旭川					京	14.0	253.2	40.5		
		釧路					大	11.0	185.8	36.7		
東北區	青森	手	1.8	60.3	23.6	畿	大	11.0	185.8	36.7		
		宮城	2.7	71.6	10.5							
		秋田	0.5	16.0	2.2							
		山形	2.9	45.0	9.5							
		福島	2.1	66.6	4.9							
關東區	茨城	城	2.9	76.7	3.7	阪	兵	7.2	187.3	43.3		
		栃木	6.9	107.9	3.2		奈	5.5	119.7	12.0		
		群馬	5.0	106.0	6.1		和	6.1	115.3	28.7		
		埼玉	3.3	60.6	7.1		中	島	4.7	120.2	16.1	
		千葉	4.5	124.6	13.4			島	7.3	150.8	27.5	
	本國	廳	本廳	5.1	130.7	23.7		岡	6.2	138.8	14.3	
								廣	5.2	69.8	18.0	
								山	7.5	173.4	34.8	
	東區	德島	島	2.5	66.2	8.5	四	德	3.7	107.2	18.1	
			香	5.4	101.2	15.9		香	5.4	101.2	15.9	
愛			8.0	153.3	22.3	愛		8.0	153.3	22.3		
高			8.0	153.3	22.3	高		8.0	153.3	22.3		
北陸區	新潟	湯	6.0	105.1	14.0	九	福	6.5	173.3	53.4		
		山	6.9	140.2	29.3		佐	6.0	167.6	42.0		
		石川	4.8	54.0	18.9		長	8.0	203.0	33.9		
		福井	6.6	122.0	20.6		熊	5.6	131.1	16.9		
		東山區	長野	本	2.5		46.7	3.2	大	5.8	121.0	20.1
				岡	3.6		74.6	2.2	宮	3.1	71.0	5.9
				岐	4.7		98.1	11.5	鹿	3.3	68.4	5.8
東海區	靜岡	岡	5.0	104.3	10.6	沖	繩	3.2	59.4	31.3		
		本	13.0	282.8	41.2		合	計				
		三	6.7	126.6	21.6							



第四圖 米生産高と乳兒死亡率との關係 (明治三十九年乃至昭和十年) (内閣統計局)



(14, 13, 11%) であり、東北區に於て最も低率(各縣とも3%未満)であり、次に北海道、東山區及び關東諸縣に於てやゝ低率を見る外は全国的に大差ない。治療日數、手當支給日數も大體同様の結果を示すが、その變異は件數に比して大きい。

3. 全陸軍脚氣累年比較 (第46表)

全人員に對する新患比率(‰)は明治9-17年の間は非常に高く(140-340‰)以後急減して日清役前には最低(1-2‰)に達し、明治29-40年には又やゝ高く(10-42‰)、爾後又減少して44年には最低2‰に下がるが、それより又遞増して大正10-14年間には10-11%となり、以後又遞減して昭和10年及び11年には5‰となつてゐる。我陸軍に於ては明

第46表 全陸軍脚氣累年比較

(人員千=對スル患者)(陸軍)

	比 率			實 數				比 率			實 數		
	新患	死亡	除役	新患	死亡	除役		新患	死亡	除役	新患	死亡	除役
自明治九年七月	140	3.3	5.6	4,172	99	168	明 治 三 十 六 年	14	0.2	0.4	1,927	23	61
至明治十年六月	33	0.9	2.4	5,573	147	402	同 三 十 九 年	33	0.9	2.4	5,573	147	402
自明治十年七月	140	2.5	2.4	4,227	85	71	同 四 十 年	11	0.1	1.7	1,911	20	239
至明治十一年六月	340	10.4	4.5	13,221	404	174	同 四 十 一 年	6	0.04	0.5	1,158	7	96
自明治十一年七月	238	5.9	4.1	9,099	226	155	同 四 十 二 年	5	0.03	0.5	940	6	100
至明治十二年六月	159	3.2	1.8	5,983	120	68	同 四 十 三 年	4	0.1	0.3	794	10	71
自明治十二年七月	170	4.3	1.8	6,497	163	67	同 四 十 四 年	2	0.02	0.2	526	5	45
至明治十三年六月	197	5.2	2.6	7,802	205	104	同 四 十 五 年	3	0.1	0.2	583	15	34
自明治十三年七月	209	5.3	0.7	8,151	205	27	大 正 二 年	3	0.01	0.1	592	1	31
至明治十四年六月	265	5.7	3.0	9,785	209	110	同 三 年	3	—	0.2	721	—	37
自明治十四年七月	144	1.5	5.0	6,232	63	215	同 四 年	3	0.02	0.1	653	4	30
至明治十五年六月	35	1.0	3.4	1,563	44	152	同 五 年	5	0.01	0.2	1,018	1	34
自明治十五年七月	49	1.6	3.8	2,403	77	188	同 六 年	5	0.01	0.2	1,069	1	49
至明治十六年六月	37	1.3	2.3	1,807	65	111	同 七 年	7	0.01	0.1	1,406	3	81
自明治十六年七月	15	0.8	1.5	789	39	74	同 八 年	9	0.01	0.5	1,719	1	95
至明治十七年六月	10	0.6	0.8	500	29	41	同 九 年	8	0.02	0.4	1,640	5	90
自明治十七年七月	5	0.1	0.5	265	6	23	同 十 年	10	0.1	0.3	2,160	22	55
至明治十八年六月	1	—	0.1	64	—	7	同 十 一 年	11	0.01	0.5	2,496	1	106
自明治十八年七月	2	0.04	0.2	113	2	12	同 十 二 年	10	0.01	0.5	2,051	2	92
至明治十九年六月	16	0.3	1.5	902	19	86	同 十 三 年	11	0.02	0.4	2,074	3	83
自明治十九年七月	42	1.0	1.1	3,949	92	100	同 十 四 年	10	0.03	0.3	1,749	5	59
至明治二十年六月	24	0.6	0.4	2,733	72	44	同 十 五 年	9	0.01	0.3	1,574	2	48
自明治二十年七月	20	0.4	0.4	2,037	48	58	昭 和 二 年	9	0.02	0.2	1,429	3	39
至明治二十一年六月	17	0.3	0.4	2,217	42	45	同 三 年	9	0.03	0.2	1,456	4	34
自明治二十一年七月	10	0.1	0.4	1,355	11	57	同 四 年	8	—	0.3	1,425	—	54
至明治二十二年六月	12	0.1	0.4	1,621	18	54	同 五 年	9	0.01	0.2	1,530	1	37
自明治二十二年七月	—	—	—	—	—	—	同 六 年	7	0.01	0.1	1,144	1	23
至明治二十三年六月	—	—	—	—	—	—	同 七 年	8	0.01	0.2	1,055	1	24
自明治二十三年七月	—	—	—	—	—	—	同 八 年	7	0.01	0.2	995	2	21
至明治二十四年六月	—	—	—	—	—	—	同 九 年	6	—	0.2	983	—	24
自明治二十四年七月	—	—	—	—	—	—	同 十 年	5	0.01	0.3	797	2	39
至明治二十五年六月	—	—	—	—	—	—	同 十 一 年	5	—	0.1	700	—	20

備 考 麥飯契食に就ては明治十七年九月特選を以て兵食に麥、小豆其他の雜穀を混用することとなり爾來麥混飯を用ふる際、漸く増加し明治二十三年、四年の頃には階級殆ど之を用ゐざる所なきに至りしも一年中或時期に限れるあり又麥の混合比例も一樣ならざりしが明治三十七八年戦役の陸軍大臣の訓令を以て一般に之を用ふることとなり患者の發生率に於て表に見る如き好成績を得たり。

治17年9月特達を以て兵食に麥、小豆其他の雜穀を混用することとなり、爾來、米麥混飯を用ふる隊漸く増加し、明治23—24年頃には殆ど全隊に普及するに至つたが、なほ一年中の或時期に限つて用ふるものあり、又米麥混合比例も一様でなかつたので、明治37—8年戦役の際、陸軍大臣の訓令を以て一般に之を用ふることとなり、その結果上記の如き脚氣罹患率の變化を見るに至つたものと見られる。海軍に於ても同様な結果が示されてゐる。

‰であり、又、大阪、京都、青森、愛知、石川、富山、高知、千葉、兵庫の諸府縣は何れも3‰以上であり、沖繩、山梨、長野、群馬、福島、栃木、鹿兒島、徳島、茨城、岩手、香川、愛媛、埼玉、熊本、宮城の諸縣の順に低い(1‰未滿)

4. 自昭和元年至昭和十年 十ヶ年平均府縣別脚氣死亡率 (第47表)

最近10年間の全國平均脚氣死亡率は2.16‰であるが、10萬以上の都市の平均は、3.78

第47表 自昭和元年至昭和十年 十ヶ年平均府縣別脚氣死亡率

(人口一萬=付) (内閣統計局)

府縣名	總數	男	女	府縣名	總數	男	女
全 國	2.16	2.62	1.70	滋 賀	2.10	2.80	1.44
北 海 道	1.99	2.25	1.70	京 都	4.62	5.58	3.62
青 森	4.17	4.43	3.91	大 阪	5.00	5.99	3.92
岩 手	0.78	0.90	0.67	兵 庫	3.06	3.81	2.11
宮 城	0.99	1.09	0.90	奈 良	1.99	2.63	1.35
秋 田	2.15	2.27	2.02	和 歌 山	1.91	2.46	1.35
山 形	1.67	1.87	1.47	鳥 取	1.88	2.27	1.52
福 島	0.60	0.76	0.45	島 根	2.02	2.47	1.57
茨 城	0.77	0.90	0.64	岡 山	1.94	2.46	1.43
栃 木	0.62	0.76	0.49	廣 島	1.95	2.43	1.46
群 馬	0.58	0.68	0.48	山 口	1.94	2.47	1.40
埼 玉	0.89	1.04	0.74	徳 島	0.75	1.11	0.39
千 葉	3.20	3.80	2.61	香 川	0.78	1.01	0.55
東 京	2.84	3.16	2.47	愛 媛	0.80	1.09	0.52
神 奈 川	2.58	3.08	3.04	高 知	3.48	4.65	2.32
新 潟	2.35	2.71	2.00	福 岡	2.57	3.13	2.00
富 山	3.53	4.45	2.64	佐 賀	1.77	2.24	1.32
石 川	3.70	4.58	2.86	長 崎	1.34	1.70	0.96
福 井	1.97	2.42	1.35	熊 本	0.89	1.06	0.72
山 梨	0.34	0.43	0.25	大 分	1.18	1.51	0.87
長 野	0.49	0.61	0.37	宮 崎	1.05	1.24	0.85
岐 阜	1.31	1.57	1.05	鹿 兒 島	0.73	0.86	0.60
靜 岡	1.57	1.83	1.20	沖 繩	0.28	0.40	0.16
愛 知	3.87	5.08	3.07	人口十萬以上ノ市總數	3.78	4.48	3.00
三 重	2.58	3.32	1.86				

5. 年齢階級別脚氣死亡

(第48表)

年齢階級別に脚氣死亡率(各性1萬人當)を見るに、乳児には極めて高く(29—43‰)以後四歳までは尙ほ相當高いが、5—9歳にて最低(0.06‰以下)におち、10—14歳には幾分上昇し(0.7‰以下)、15—24歳にて又急騰し、25—29歳に於てもやゝ高いが、以後40歳頃まで遞減し、その後も多少の動搖を示してゐるが概してあまり變化を示さない。而して男子は女子に比して一般に高率であり、特に15—24才に於て高いのは注目に價する。

(c) 榮養と結核

1. 昭和元→十年、十ヶ年平均各府縣呼吸器の結核死亡(第49表)

第49表を通觀するに、大體にの於て大阪(18.91)、京都

(18.00)、東京(17.53)、兵庫(16.89)、神奈川(16.47)の如き大都市所在の府縣に於て全國平均(13.75)よりも著しく高率を示してゐる。このことは人口10萬以上の都市の平均(18.02)が非常に高率なことゝ一致して、一般に都市の結核死亡率の高率なることを證明してゐる。反對に東北6縣は青森(13.34)を除く外は何れも10‰に滿たざる低率を示し、茨城、栃木、千葉、山梨、長野の諸縣も亦同様の低率を示してゐる。埼玉、鳥取、岡山、高知、宮崎の諸縣も亦著しく低率である。之等と農、山村を主體とする諸縣と相近似せる事情にありながら、豫想

第48表 年齢階級別脚氣死亡者(全國)

(内閣統計局)

	大正9年		大正14年		昭和5年	
	男	女	女	男	男	女
總數	9,155	5,084	8,428	5,481	9,517	5,902
0—4	3,224	2,856	3,950	3,503	4,384	3,893
5—9	3,115	2,741	3,820	3,333	4,204	3,693
10—14	21	12	24	13	22	16
15—19	205	105	242	105	201	84
20—24	1,513	416	1,191	439	1,231	401
25—29	1,159	476	768	414	889	435
30—34	663	351	452	277	512	292
35—39	413	253	293	207	388	218
40—44	372	239	229	166	336	199
45—49	307	144	252	107	269	94
50—54	283	49	245	72	256	55
55—59	223	36	229	40	267	51
60—69	222	51	168	33	235	50
70—79	391	58	269	65	350	69
80以上	145	34	101	35	152	31
年齢不詳	14	4	13	5	23	14
	—	—	2	—	2	—

人口1萬に付						
總數	3.26	1.82	2.81	1.84	2.94	1.84
0—4	8.59	7.71	9.49	8.54	9.65	8.71
5—9	32.96	29.39	39.55	34.90	42.64	38.22
10—14	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04
15—19	0.66	0.35	0.71	0.32	0.58	0.25
20—24	5.50	1.56	3.99	1.52	3.71	1.24
25—29	5.00	2.08	2.98	1.67	3.16	1.60
30—34	3.30	1.83	2.00	1.30	2.06	1.24
35—39	2.25	1.42	1.55	1.15	1.78	1.07
40—44	2.18	1.40	1.29	0.99	1.81	1.15
45—49	1.87	0.90	1.55	0.67	1.59	0.59
50—54	2.11	0.37	1.59	0.48	1.68	0.36
55—59	1.99	0.32	1.87	0.33	1.89	0.36
60—69	2.43	0.55	1.71	0.33	2.16	0.44
70—79	2.76	0.37	1.98	0.43	2.50	0.44
80以上	2.43	0.44	1.64	0.42	2.43	0.36
年齢不詳	1.55	0.25	1.29	0.27	2.00	0.65

外の高率を示す少数の地方がある。石川(18.72)、沖縄(17.27)を最高とし、北海道(15.91)、福井(15.85)、岐阜(15.90)、徳島(15.12)これに次ぎ、滋賀、愛媛、島根、大分、愛知の諸県もやゝ高い(14‰以上)が、高知の比較的低いのは注目するに足る。

又、男子(14.35)は女子(13.15)よりも高いのが普通であるが、群馬、福井、長野、岐阜、島根、徳島、愛媛、諸縣に於てはこの関係は逆となつてゐる。而して、之等の諸縣が多くは繊維工業の盛なる地方であるか、又は之に出稼する女子の多い地方であることは留意する必要がある。

第49表 自昭和元年至昭和十年 十ヶ年間平均呼吸器の結核死亡 (人口一萬に付) (内閣統計局)

府 縣 名	總 數	男	女	府 縣 名	總 數	男	女
全 國	13.75	14.35	13.15	滋 賀	14.72	16.47	13.06
北 海 道	15.91	16.18	15.61	京 都	18.00	18.36	17.58
青 森	13.34	14.49	12.19	大 阪	18.91	19.09	18.71
岩 手	7.98	8.57	7.39	兵 庫	16.89	17.68	16.08
宮 城	9.45	10.24	8.04	奈 良	12.65	13.95	11.37
秋 田	8.93	10.10	7.75	和 歌 山	13.63	14.52	12.75
山 形	8.83	9.30	8.36	鳥 取	11.14	12.31	10.02
福 島	9.84	10.74	8.97	島 根	14.46	13.89	15.02
茨 城	8.11	9.33	6.92	岡 山	11.20	12.33	10.14
栃 木	9.66	10.38	8.96	廣 島	12.00	12.62	11.35
群 馬	12.52	11.80	13.22	山 口	13.93	14.34	13.51
埼 玉	11.22	11.98	10.49	徳 島	15.12	14.59	15.64
千 葉	9.71	11.39	8.05	香 川	13.05	13.22	13.88
東 京	17.53	18.47	16.48	愛 媛	14.63	14.19	15.08
神 奈 川	16.47	18.17	14.63	高 知	11.07	11.92	11.43
新 潟	13.25	13.22	13.27	福 岡	13.98	14.22	13.73
富 山	13.33	13.38	13.29	佐 賀	12.05	13.23	10.92
石 川	18.72	18.91	18.55	長 崎	13.20	15.80	13.49
福 井	15.85	15.07	16.60	熊 本	13.91	14.78	13.07
山 梨	8.21	8.45	7.98	大 分	14.34	14.54	13.15
長 野	9.60	9.50	9.87	宮 崎	10.34	9.77	10.91
岐 阜	15.90	13.47	16.33	鹿 兒 島	12.65	13.98	11.39
静 岡	13.17	13.91	12.63	沖 縄	17.27	18.21	16.44
愛 知	14.26	14.91	13.61	人口一萬以上の市總數	18.02	18.60	17.28
三 重	13.84	14.25	13.43				

2. 年齢階級別呼吸器の結核死亡 (第50表)

呼吸器結核死亡を年齢別に観察すると、14歳(男)又は9歳(女)までは非常に低く、以後急増して29歳までは全年齢を通じて最も高く、特に男子は20—29歳、女子は15—24歳の間に於て高率である(26—36‰)。而してこの青年期に高率を示す傾向は女子に於て一層顯著で

あり、且、男子よりも早期に生起する。

第50表 年齢階級別呼吸器の結核死亡 (全 國) (内閣統計局)

	大 正 9 年		大 正 14 年		昭 和 5 年	
	男	女	男	女	男	女
實 數						
總 數	42,971	44,131	41,618	39,923	44,933	41,149
0—4	1,239	1,142	1,193	959	929	715
5—9	606	1,017	446	735	451	743
10—14	1,169	3,428	1,062	3,027	1,014	2,741
15—19	6,848	9,652	6,766	9,042	7,790	9,820
20—24	8,060	8,246	8,178	7,842	9,461	8,900
25—29	5,546	5,755	5,793	5,427	6,696	6,018
30—34	4,038	3,978	3,775	3,446	4,322	3,560
35—39	3,095	2,950	3,002	2,499	3,007	2,146
40—44	2,820	2,300	2,567	1,867	2,611	1,731
45—49	2,272	1,554	2,397	1,532	2,345	1,350
50—54	2,150	1,299	1,997	1,149	2,140	1,258
55—59	1,802	950	1,738	937	1,643	861
60—69	2,621	1,401	2,092	1,077	1,975	967
70—79	655	406	564	345	496	301
80 以上	50	51	38	44	50	38
年齢不詳	—	2	5	—	3	—
人 口 一 萬 に 付						
總 數	15.32	15.81	13.87	13.43	13.87	12.84
0—4	3.30	3.08	2.88	2.94	2.04	1.60
5—9	1.75	3.00	1.28	2.14	1.15	1.93
10—14	3.73	11.38	3.11	9.11	2.95	8.15
15—19	24.91	36.15	22.64	31.21	23.47	30.49
20—24	34.79	35.96	31.76	31.55	33.60	32.77
25—29	27.62	30.04	25.67	25.40	26.99	25.56
30—34	23.02	23.40	19.66	19.19	19.87	17.46
35—39	18.12	17.32	16.97	14.87	16.19	12.42
40—44	17.19	14.34	15.80	11.69	15.47	10.83
45—49	16.95	11.79	15.57	10.11	15.38	8.88
50—54	19.16	11.68	16.32	9.96	15.17	8.86
55—59	19.76	10.24	17.71	9.28	15.13	7.02
60—69	18.49	9.03	15.43	7.15	14.13	6.12
70—79	10.96	5.20	9.14	4.18	7.92	3.53
80 以上	5.55	3.19	3.78	2.39	4.34	1.77
年齢不詳	—	—	—	—	—	—

(d) 榮養と關係深き諸疾患

榮養と關係深き諸疾患による死亡 (第51表)





第52表 工場 養食 實施 狀況 (昭和十二年一月末現在)

(社會局 勞働部)

府 縣 別	靜 岡	埼 玉									京 都	佐 賀	富 山					宮 城	群 馬	兵 庫	愛 知			
		沼 津 毛 織 株 式 會 社	坂 善 織 物 工 場	羽 生 護 謨 工 業 株 式 會 社	平 仙 レ イ ス 工 場	平 仙 織 布 株 式 會 社	九 中 織 物 株 式 會 社	株 式 會 社 石 川 組 製 糸 所 川 越 工 場	株 式 會 社 松 本 鐵 治 郎 商 店 與 野 工 場	埼 玉 工 業 株 式 會 社 製 品 工 場			京 都 群 是 製 糸 株 式 會 社 本 工 場	片 倉 製 糸 紡 績 株 式 會 社 鳥 栖 製 糸 所	吳 羽 紡 績 株 式 會 社 井 波 工 場	同 福 野 工 場	同 大 門 工 場				同 入 善 工 場	同 吳 羽 工 場	片 倉 製 糸 紡 績 株 式 會 社 仙 臺 製 糸 所	日 本 絹 撫 株 式 會 社
調査項目	沼津毛織株式会社	坂善織物工場	羽生護謨工業株式会社	平仙レイス工場	平仙織布株式会社	九中織物株式会社	株式会社石川組製糸所川越工場	株式会社松本鐵治郎商店與野工場	埼玉工業株式会社製品工場	京都群是製糸株式会社本工場	片倉製糸紡績株式会社鳥栖製糸所	吳羽紡績株式会社井波工場	同福野工場	同大門工場	同入善工場	同吳羽工場	片倉製糸紡績株式会社仙臺製糸所	日本絹撫株式会社	株式会社川崎造船所、川崎車輛株式会社	株式会社白洋會多摩川工場	中島飛行機株式会社	日本針布株式会社東京工場	大日本油脂株式会社花王石鹼工場	
業種別及職工数(男、女)	毛織物 219人 945人	織物 74人 142人	護謨加工 85人 287人	レース製造 29人 282人	織物 7人 73人	綿織物 13人 130人	製糸 70人 400人	製糸 50人 347人	織物及加工 96人 168人	製糸 400人 850人	生糸製造 140人 1,050人	綿糸紡績 92人 829人	不明 200人 1,100人	紡績、織布 加工其他 1,539人	綿紡績 111人 827人	綿絲布、紡 績 225人 1,099人	製糸 102人 618人	捻糸 75人 580人	前年、翌年 移行、製糸 車輦 23,030人 304人	染色 80人 170人	機械器具 2,100人 94人	機械器具 250人 40人	化學 250人 330人	
工場養食實施年月	昭和10 5.	8 5.	11 7.	7 7.	7 7.	7 7.	9 9.	9 3.	9 12.	大正14	13 4.1	昭和8 8. 6.	8 6.	9 5.14	不 明	8 6.	9 12.1	11 9.10	10 5.	11 10.7	11 6.1	10 12.1	10 7.5	
組織 方法	工場直營	直營	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同	左同
	請負																							
	其他																		養食配 給委員會					
一日延給食人数	1,562人	750人	800人	990人	240人	429人	1,400人	1,209人	495人	3,750人	3,690人	2,763人	3,320人	4,200人	2,316人	3,271人	768人	1,915人	8,000人	150人	2,200人	580人	900人	
工場養食 を受ける もの	通勤職工数 男 140人 女 163人	30人 ナシ	85人 287人	ナシ ナシ	ナシ ナシ	5人 ナシ	18人 15人	30人 173人	4人 ナシ	337人	20人 ナシ	66人 113人	165人 85人	130人 111人	57人 117人	169人 180人	ナシ ナシ	25人 17人	8,000人	ナシ	2,100人 94人	80人 ナシ	250人 330人	
	一企業の食費 と徴収額	7.5銭 6.0銭	6.0銭 ナシ	7.3銭 6.8銭	ナシ ナシ	ナシ ナシ	8.3銭 ナシ	6.6銭 6.0銭	6.6銭 5.6銭	7.3銭 6.6銭	6.2銭 ナシ	7.0銭 ナシ	8.0銭 5.0銭	7.0銭 不明	7.4銭 5.4銭	7.6銭 5.5銭	男8.63銭 女7.35銭	ナシ	7.0銭 6.0銭 同上	12.0銭	15.0銭 15.0銭	10.0銭 10.0銭	14.0銭 ナシ	
	寄宿職工数 男女計	30人 457人 487人	44人 142人 186人	ナシ	29人 282人 311人	7人 73人 80人	8人 130人 138人	52人 385人 437人	26人 174人 190人	78人 66人 144人	63人 850人 913人	120人 1,050人 1,170人	26人 716人 742人	50人 965人 1,015人	142人 1,120人 1,262人	54人 710人 764人	65人 90人 155人	720人 ナシ 720人	29人 563人 592人	362人 ナシ 362人	50人 ナシ 50人	ナシ	170人 40人 210人	ナシ
	一日一人の食費 と徴収額	28.0銭 (18銭 15銭)	18.0銭 ナシ	ナシ	25.0銭 ナシ	25.0銭 ナシ	25.0銭 ナシ	20.0銭 18.0銭	20.0銭 17.0銭	22.0銭 20.0銭	18.69銭 ナシ	20.0銭 ナシ	男32.0銭 女25.0銭 男22.0銭 女15.0銭	23.5銭 12.8銭	22.2銭 16.2銭	22.8銭 16.5銭	25.9銭 男22.0銭 女15.0銭	21.3銭 ナシ	男20.0銭 女18.0銭 同上	30.0銭	45.0銭 45.0銭	22.0銭 22.0銭	42.0銭 ナシ	
総経費及事業主補助額 (一ヶ年分)	53,112円 11,700円	13,000円 全額	6,598円 不明	25,000円 全額	6,000円 全額	15,985円 全額	25,200円 300円	21,097円 4,850円	2,350円 1,000円	83,655円	9,930円	94,200円 33,150円	96,650円 44,000円	100,090円 29,938円	92,592円 3,514円	101,273円 39,645円	人件費等マ 59,706円 30銭	46,720円 4,235円	40,705円 68銭 ナシ	8,215円 1,825円	145,200円 20,000円	20,880円 5,832円	34,068円 全額補助	

第53表 共同炊事施設状況 (昭和十二年一月現在)

(社会局労働部)

府縣別 共同炊事組合名 調査項目	石川		福井		岐		卓		靜岡		愛知		三重		栃木		群馬		馬		埼玉								
	設立年月日	昭和11 4.28	昭和11 11.10	昭和9 3.1	大正9 3.15	昭和9 6.17	昭和11 11.	昭和11 9.10	昭和11 10.20	昭和11 6.3	昭和10 10.2	大正11 2.	昭和8 4.5	昭和11 12.1	昭和11 5.	昭和10 10.6	昭和10 7.25	昭和10 11.21	昭和9 8.	昭和10 9.	昭和10 11.	昭和10 4.	昭和10 1.	昭和9 11.	昭和10 5.	昭和9 12.	昭和9 8.1	昭和9 2.	
組合加入者	業 男 給食人員数	190人	460人	146人	145人	476人	505人	120人	72人	90人	100人	180人	190人	21人	336人	580人	1,260人	375人	40人	92人	1,508人	130人	68人	285人	208人	27人	50人	ナシ	
組合加入者	業 男 給食人員数	1,510人	906人	551人	505人	782人	1,076人	680人	458人	862人	650人	250人	1,010人	188人	1,174人	1,420人	4,440人	535人	180人	299人	1,094人	304人	148人	825人	225人	73人	200人	250人	
組合加入者	業 男 給食人員数	ナシ	ナシ	ナシ	(商業) 不明	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	(機械) 不明	ナシ	(自働車) 不明	(銀行及商店) 不明	(各商店) 不明	(各商店) 不明	(各商店) 不明	(自働車) 不明	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	(各家庭) 不明	
配給区域に於ける	業 男 給食人員数	(織物) 80人 50人	ナシ	(機業) 37人 178人	(機業) 145人 355人	(機業) 48人 142人	(織布) 100人 300人	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	(染色) 37人 398人	(染色整理) 220人 179人	(製糸) 6人 47人	ナシ	(染色織物) 580人 1,428人	(織物) 3,504人 3,083人	(機業) 52人 576人	(機業) 15人 52人	ナシ	ナシ	(織物) 40人 120人	(不明) 10人 39人	(織物) 151人 504人	(織物) 1人 20人	(織物) 2人	(機業) 10人 54人		
組合不参加工場	業 男 給食人員数	ナシ	ナシ	家内工業及半農多き爲	不明	家内工業多き爲	不明	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	創業日淺き爲	非適川工場多き爲	食費の點に困難あり	ナシ	現金支出困難ノ爲	不明	食費の點に困難あり	交通不便の爲	ナシ	ナシ	半工半農の爲	地理的状態の爲	小規模工場の爲	半工半農の爲	家計困難の爲	ナシ	遠距離の爲	
組織方法	業 男 給食人員数	工業組合	信用購買	任意組合	産業組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合
一日平均延給食人員数	業 男 給食人員数	1,700人	4,500人	1,700人	2,000人	2,500人	4,887人	800人	3,001人	3,000人	2,250人	1,200人	3,600人	723人	4,560人	6,000人	16,000人	2,700人	620人	250人	2,700人	1,232人	579人	3,400人	1,200人	300人	795人	900人	
食費	業 男 給食人員数	朝 6.0銭 昼 7.0銭 夕 7.0銭	6.0銭 7.0銭 7.0銭	6.0銭 7.0銭 7.0銭	6.0銭 7.0銭 7.0銭	6.0銭 7.0銭 7.0銭	不明	三食分 21銭	三食分 20銭	6.0銭 7.0銭 7.0銭	三食分 21銭	一食分 6.6銭	一食分 7.3銭	5.5銭 8.0銭 7.0銭	5.0銭 7.0銭 6.0銭	6.0銭 8.0銭 6.0銭	6.0銭 8.0銭 7.0銭	5.5銭 8.5銭 6.0銭	一食分 5.2銭	一食分 5.8銭	6.5銭 8.5銭 7.0銭	一食分 6.3銭	一食分 6.0銭	一食分 6.3銭	18銭	一食分 7.5銭	一食分 7.0銭	一食分 6.2銭	

府縣別 共同炊事組合名 調査項目	埼玉		群馬		栃木		茨城		千葉		東京		神奈川		大阪		京都		兵庫		岡山								
	設立年月日	昭和9 4.	昭和8 10.10	昭和9 8.1	昭和9 7.	昭和9 1.15	昭和8 8.21	昭和9 6.	昭和8 12.	昭和10 9.	昭和10 9.	本年申設 立の豫定	昭和12 3.豫定	昭和12 3.豫定	昭和9 11.15	昭和9 12.29	昭和8 10.8	昭和10 6.22	昭和12 1.15	昭和11 11.17	昭和11 10.1	昭和9 12.1	昭和10 9.6	昭和11 1.20	昭和10 11.11	昭和9 10.25	昭和11 4.6		
組合加入者	業 男 給食人員数	46人	110人	99人	14人	93人	96人	3,154人	56人	50人	340人	66人	175人	1,200人	1,200人	70人	370人	481人	239人	未定	未定	1,550人	60人	30人	145人	500人	607人	1,258人	
組合加入者	業 男 給食人員数	112人	159人	11人	108人	220人	292人	735人	258人	100人	80人	67人	525人	150人	300人	580人	1,330人	555人	516人	未定	未定	600人	35人	190人	25人	1,350人	1,574人	131人	
組合加入者	業 男 給食人員数	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	(商店) 150人 (学校) 50人	ナシ	ナシ	(一般家庭) 35人 15人	ナシ	ナシ	ナシ	
配給区域に於ける	業 男 給食人員数	ナシ	ナシ	(生乳) 26人 (その他) 15人	(絹織物) 4人 22人	(織物) 5人 50人	(綿織物) 10人 52人	(絹織物) 7,380人 693人	(織物) 22人 98人	(染織) 3人 28人	(染色) 40人 50人	(製糸) 62人 ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	(機業) 10人 90人	(縮絹) 24人 28人	(織物) 25人 61人	(織物) 214人 350人	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	
組合不参加工場	業 男 給食人員数	ナシ	ナシ	不明	地理的關係及家庭の都合	不明	脱退防止の規約なき爲	規約人員に達せざる爲	遠距離の爲め	遠距離の爲め	遠距離の爲め	遠距離の爲め	自宅通勤者多き爲	規約人員に依る	ナシ	工場内に炊事場完備せる爲	家内工業多し支出困難	家内工業多し支出困難	家内工業多し支出困難	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	
組織方法	業 男 給食人員数	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合	任意組合
一日平均延給食人員数	業 男 給食人員数	500人	810人	1,167人	100人	1,050人	1,062人	8,750人	1,082人	300人	1,240人	719人	1,908人	1,350人 (未定)	1,500人 (未定)	660人	1,700人	1,500人	2,274人	6,000人 (未定)	5,000人 (未定)	5,600人	800人	650人	600人	5,500人	6,000人	3,000人	
食費	業 男 給食人員数	一食分 6.3銭	一食分 6.4銭	一食分 7.7銭	一食分 6銭	19銭	一食分 6.0銭	① 22銭 ② 同上 ③ 同上	一食分 7.0銭	一食分 7.7銭	23銭	20銭	一食分 7.0銭	未定	未定	21銭	20銭	20銭	20銭	7.0銭 12.0銭 10.0銭	7.0銭 8.5銭 8.0銭	21銭	8.0銭 9.0銭 9.0銭	20銭	20銭	7.5銭 11.0銭 10.0銭			



方別に見るに埼玉県が21所を最多とし、警視廳9、静岡5、京都4、岐阜及群馬3、愛知2、福井、石川、栃木、三重に各1ヶ所あり。設立年月の最も古きものは愛知県三河織物共同炊事場にして大正8年に設立されてゐる。昭和8年頃より盛んに各地に設立されるに至つた。

之等共同炊事場の加入工場の業態は織物工場最も多く全共同炊事場の約半数を占め、染色工場、機械器具工場等之に次ぐ。

共同炊事場の組織方法は任意組合が最も多く(38ヶ所)次で産業組合組織によるもの9ヶ所、匿名組合組織によるもの3ヶ所等あり。

食費は大體1日15錢より30錢位の間であり、平均19錢程度である。

3. 工場栄養食指導状況 (第54表)

第54表によれば栄養専門の技術者を有する府縣数は合計19にして未だ全国の半数に及ばず、又専門技術者を有する工場は埼玉縣下に8工場、警視廳に4工場、兵庫、群馬、宮城、佐賀、京都、静岡に夫々1工場あり。尙富山縣にあつては同一會社の5工場が共同して一人の専門者を聘してゐる。以上合計23工場にしてその数は甚だ僅かであると云はなければならぬ。

第54表 工場栄養食指導状況 (社會局労働部)

調査事項 府縣別	指導者の ある 府縣	指導者の ある 工場数	工業炊 事場数	参加資料 を配付せ る 府縣	調査事項 府縣別	指導者の ある 府縣	指導者の ある 工場数	共同炊 事場数	参考資料 を配付せ る 府縣
北 海 道	3	4	9		三 重	1		1	2
京 都	1	1	8	3	愛 知	1	2	2	3
大 神 奈 川	1	1	2	2	静 岡	1		5	2
兵 庫	1	1	2		滋 賀	1			4
新 潟	1	8	1	6	長 野	1	1		
崎 玉	1	1	2	3	宮 城	1			1
群 馬	1	1	1	4	福 岡	1		1	3
茨 城				1	香 川				
奈 良	1	5	1	4	山 梨	1			
石 川	1				高 知				
富 山				2	大 分		1		
島 根				2	佐 賀				1
山 口	1				本 州				
和 歌 山	1				鹿 嶋	1			
徳 島					兒 島				
香 川					神 戶				
					合 計	19	12	10	36

4. 昭和8年度栄養講習會開催状況 (第55表)

第55表に社會局保健部に於て昭和8年9月より10月迄全國一齊に栄養改善運動を起し、工場炊事係員其他に對して栄養講習會を開催したる状況の、府縣別開催回数、開催日數、参加人員、経費等を示すものである。右講習會は昭和9年度以降も栄養技術員の便宜ある地方に於ては開催しつゝある。

第 55 表 昭和 8 年度榮養講習會開催状況 (其 1) (社会局保健部)

健康保険課	開催回数	開催日数	参加人員	経費
北海道	本函	旭	藤川	
			路森	
東北區	岩宮	秋山	手城	1
			田形	1
			島城	2
			木馬	6
關東區	本	本	藤野	2
			群	2
			千	3
			千	8
東區	替	本	藤野	1
			藤野	2
			藤野	2
			藤野	4
北區	神	新	山	1
			山	1
			山	4
			山	5
東山區	本	本	山	1
			山	2
			山	1
			山	102
東海區	本	本	山	1
			山	1
			山	2
			山	8
近畿區	本	本	山	1
			山	2
			山	1
			山	4

第 55 表 昭和 8 年度榮養講習會開催状況 (其 2)

健康保険課	開催回数	開催日数	参加人員	経費
兵庫	和歌	山	庫	1
			山	1
			山	1
中國區	島	取	島	3
			根	1
			山	1
四國區	德	香	山	2
			山	2
			山	4
九州區	高	福	佐	1
			佐	1
			佐	1
沖	長	熊	大	4
			大	1
			大	1
合	計	計	計	70
			計	103
			計	2,957
				9,254.40

5. 工場榮養改善による罹病率の減退 (第 56 表)

第 56 表は長野縣に於て昭和 9 年度より昭和 10 年度に至る迄、工場榮養食を攝取せる女工の

第 56 表 工場榮養改善による罹病率の減退 (長野縣) (社会局労働部)

疾病分類	罹病者数(人)		罹病率(%)		増減(%)
	昭和九年	昭和十年	昭和九年	昭和十年	
傳染病	1		0.36		(-) 100.00
全身疾患	20	10	7.17	3.58	(-) 3.19
神経系疾患	13	17	4.66	6.00	(+) 1.43
血行器疾患	4	5	1.43	1.70	(+) 0.36
呼吸器疾患	141	132	50.53	47.31	(-) 3.22
消化器疾患	120	91	43.01	32.61	(-) 10.40
泌尿生殖器疾患	4	6	1.43	2.15	(+) 0.72
皮膚疾患	79	73	28.31	26.16	(-) 2.15
運動器疾患	14	10	5.02	3.58	(-) 1.44
眼疾患	63	41	22.58	14.00	(-) 7.80
其他	9	9	3.23	3.23	
外因負傷	33	26	11.83	9.32	(-) 2.51
計 (外因負傷を除く)	468	314	167.73	141.21	(-) 26.52

279人に就き罹病状況を示せるものである。之によれば神経系統及血行器の疾患は共に多少増加してゐるが、他の疾病は概して相當な減少を示し、就中消化器及眼疾患は極めて著しい減少を來してゐる。

6. 工場栄養改善による病休率の減退 (第57表)

前表と同じく長野縣某工場女工に就て栄養食を給與して得られたる成績にして、病休率の減退を示すものなり。全身病、神経系疾患、呼吸器疾患等による病氣缺勤日數の減少が認められる。

第57表 工場栄養改善による病休率の減退 (長野縣) (社會局労働部)

病休状態 年度別 疾患分類	病氣休業日數(日)		病休率(對一人當休業日數)		増減 (%)
	昭和九年	昭和十年	昭和九年	昭和十年	
傳染病	30		0.14		(-) 100.00
全身病	85	25	0.35	0.09	(-) 0.26
神経系疾患	41	32	0.15	0.12	(-) 0.03
眼疾患	61	56	0.23	0.20	(-) 0.03
血行器疾患	17	17	0.06	0.06	
呼吸器疾患	402	219	1.44	0.79	(-) 0.65
消化器疾患	204	189	0.37	0.68	(-) 0.05
泌尿生殖器疾患	10		0.04		(-) 0.04
皮膚疾患	72	87	0.26	0.31	(+) 0.05
運動器疾患	23	11	0.08	0.04	(-) 0.04
その他		20		0.07	(+) 0.07
外因負傷	29	2	0.10	0.01	(-) 0.09
計 (外因負傷を除く)	954	656	3.42	3.35	(-) 1.07

7. 栄養食實施工場の従業員身體發育状況 (第58表)

第58表は昭和9年埼玉縣下某織物工場に入社せる14才の女工21名と同年同縣某高等女學

第58表 栄養食實施工場の従業員身體發育状況 (埼玉縣労働部) (社會局)

年度別 種別	工場従業員ト 高女生徒ノ別	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
		(年令十四才 ニテ入社)		(八月末日調)
身長	女工	141.4	147.0	150.0
	高女生徒	144.9	146.5	149.1
體重	女工	35.3	43.5	47.8
	高女生徒	39.0	42.7	46.3
胸圍	女工	64.9	76.1	78.9
	高女生徒	72.4	74.0	78.2

備考 本調査ハ昭和9年4月14才ニテ入社セル女工21名ト同時期ニ工場所在地高等女學校へ入學セル84名ノ生徒トノ發育状況ヲ比較セルモノデアル。

校に入學せる生徒の發育状況(同縣生徒兒童身體検査統計に依る)を比較せるものにして、身長、體重、胸圍共入社時の女工は高等女學校生徒に比して劣つて居るに拘らず、入社後8ケ年に於ては栄養食の給與により、身長0.9糎、體重1.5疋、胸圍0.7糎優るに至つてゐる。

8. 工場栄養食實施前後の缺勤率 (第59表)

前表と同じく埼玉縣某織物工場女工130名の栄養食實施前後に於ける缺勤率を示せるものにして、實施前100人に就き1ヶ月3.43人であつたものが、昭和10年に於ては1ヶ月0.46人に減少してゐる。

第59表 工場栄養食實施前後の缺勤率 (埼玉縣) (社會局労働部)

年度別	缺勤率	減少
昭和七年	3.43%	-
昭和八年	3.31%	0.12%
昭和九年	0.68%	2.75%
昭和十年	0.46%	2.97%

備考 本調査ハ昭和7年(130人)昭和8年(132人)昭和9年(136人)昭和10年(142人)ノ女工ニ對スル調査デアル。

9. 社會局長官諮問「産業労働者の栄養改善に関する適切なる施設如何」に對する答申

日本産業衛生協會理事長 暉峻義等

社會局長官廣瀬久忠殿

謹啓 昭和10年11月八幡市に開催せる第8回日本産業衛生協會總會に際して御諮問相成候事項に關しては、總會の討議を経たる後更に委員會を設けてその議に附し、慎重慎議の結果別項の如き成案を得たるにより茲に上申に及び候也。

昭和12年4月22日

社會局長官諮問「産業労働者の栄養改善に関する適切なる施設如何」に對する答申

現今産業労働者の栄養は、一部は個人又は家族を單位としての自由選擇による食品の攝取により、一部は同一の労働條件乃至生産組織の下に労働する従業員の集團を單位として選定されたる食品の云はば強制的なる攝取によつて行はれてゐる。前者は通常通勤工に見られる所であり、後者によるものは主として寄宿工である。以上之等二つの栄養様式の存在は、當然に本答申を2部に區分せしめる、即ち第一は寄宿工の栄養改善であり、第二は通勤工の栄養改善である。

1. 寄宿工の栄養改善

寄宿工に行はれてゐる集團的榮養の場合にあつては人間の食品選擇の傳統的慣習、即ち食料の個人的な自由選擇が殆ど全く行はれず、その榮養供給が強制的性質を帯びて來ることは蓋し止むを得ない所である。個人的自由選擇の場合には身體の内部的要求に基き量的にも質的にも榮養の攝取が自ら或る程度迄適正に行はれ得るのであるが、集團榮養の場合にあつてはその管理者に人を得、その方決宜しきを得なければ、多數の従業員の健康に重大なる悪影響を及ぼすこととなるのは云ふまでもない、即ち集團榮養の計畫は最も科學的にその實施は最も周到になされねばならぬ。

#### a. 労働の質量と榮養との關係

榮養は労働者の健康保持と生産力涵養の根元である。従つて榮養供給の計畫に當つて考慮すべき第一の條件は労働の質量に應じて夫々適當なる食料の性質と量とが考慮すべきことである。即ち夫々の労働の強度に應じて必要な熱量の供給さるべきはもとよりのことであるが、坐業等の場にあつては消化され易い形態に於て充分の榮養を攝取せしめることが必要であり、高熱作業者に於ては鹽類の供給に特別の注意が拂はねばならぬ等の如きこれである。

(茲に遺憾とすべきことは、今日尙我國に於て、各種の労働の強度並に従業者の性年齢に應ずる榮養の需要量に關する信憑すべき資料の乏しいことである。この點に關する組織的なる研究の必要が痛感せられる)。

現在施設宜しきを得たる大工場附屬の寄宿舎等に於ては榮養改善の實が擧がらるるものも少くないが、その改善は尙消極的なるを免れず、労働の質と量とに適應せる最善の榮養に向つて一段の改良が望まれる。況や中小工場附屬のものの中には寒心に耐へぬ程度のものも少くないのである。

#### b. 主食物の改善とビタミンの補給

吾國民の榮養が主食物に依存することの極めて大であることは云ふ迄もない所であるが、之に關聯してビタミンBの給與が緊切な問題となつてゐる、少くとも7分乃至8分搗米或は胚芽米等を採用することによつて主食物に適量のビタミンBを含ませしめることが必要である。特に作業場が高温高熱となることを避け難き工場鑛山にあつては、脚氣豫防の爲めのみならず更に廣汎なる意味に於ける作業者の健康保持の爲に、この問題が考慮されねばならぬ。

近時諸所の工場に於て夏季従業員の飲料として糠エキスを若干香味を加へしものを使用して好成績を擧げてゐる。試むべき良法の一つと考へられる。

#### c. 従業員の教育

集團榮養に於て第二に注意せらるべきことは、管理者が選定し給與する食品が労働者によつて完全に攝取せられるか否かと云ふことである、事實上、適量と認めて給與せられた食品を労働者が充分に攝取しないことが管理者の苦惱となつてゐる場合が少くないのである。

かゝる際には、従業員に榮養理論を理解せしめ、嗜好に任せて食品を選択攝取することなく、理知によつて之を調製せしめるやうに導くことが必要である。即ち工場をして従業員の實情に即したる懇切なる榮養攝取の指導教育を行はしむることが重要である。

(産業労働者の大部分は農山漁村の出身者によつて構成せられて居り、彼等は多年馴致せられたる食品選擇の習慣を保持してゐるが故に、間接的には彼等の郷里の榮養改善の企圖も本問題に關聯して居り、又小學校等に於ける榮養知識の涵養とその實行の習慣の訓練も重要な事柄であると思はれる。)

#### d. 調理方法

給與せる食品を充分に従業員に攝取せしめる爲には、前述の如く理知によつて攝取する如く教育することが必要であるが、他面又管理者側に於ては食品の調理方法に意を用ふることが大切である。此點に關して、近來行はれつゝある工場食調理講習會は、指導者に適當なる人を得れば相當の効果が期待せられる。即ち各府縣にかゝる工場調理の指導及び従業員教育の爲に、適切なる教育を受けたる榮養改善の實施指導者が配置せられることが望ましい。尙之に伴つてかくの如き榮養の理論と實際に精通せる指導者養成の教育機關の整備の必要も痛感せられる。

#### e. 間食

集團榮養の場合にあつては管理者は特に従業員の間食に注意を拂ふ必要がある。間食の攝取が著しく多量となることは、給與せる食事に缺陷のあることを意味する場合もあらう。従つて徒に之を抑制することなく、よくその由つて來る所を省察して適宜の處置を講ずると共に、他面間食の攝取に關しても適切なる教育を試みることを重要である。

(例へば某工場に於ける事例の如く、賣店に於て販賣する食品に特別の注意を拂ひ、従業員が間食として、ビタミンの補給等に有益なものを攝取する如く留意することも一方法であらう)。

#### f. 食事時間

尙ほ集團榮養に於ける食事時間の選定も考慮される必要がある。即ち作業並に睡眠と食事時間の配置との關係に注意すると共に、その休憩時間が食事の爲に充分の長さを有する如く考慮されねばならぬ。

(例へば鐘紡兵庫工場にての調査によれば、午前5時就業の場合に從來朝食は4時30分—5時直ちに就業、晝食10時—10時30分、夕食4時30分—5時なりしを5時就業、朝食7時30分—8時、晝食2時—2時30分、夕食就業後6時—7時とせるに喫飯量の増加を來したと云ふ)。

#### g. 強制的性質の緩和

強制的性質を帯びたる榮養給與に缺陷のともなひ易い傾向のあることは最初に述べた所であるが、集團榮養に於ける此の強制的性質を緩和することによつて、その短を補はんことを